

投票日当日における投票時間の繰上げ（短縮）について

下松市選挙管理委員会では、全国及び県内の投票時間の繰上げの状況、本市における近年の選挙執行状況、期日前投票制度の定着による投票環境の変化、投票立会人等の負担軽減などを総合的に勘案し、投票日当日の投票時間の繰上げ（短縮）について検討を進めてきました。

このたび、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、令和9年4月1日以降に行われる選挙から、下記のとおり、投票日当日の投票時間の繰上げ（短縮）を実施することを決定しました。

【現 行】	投票日当日の投票時間	午前7時から午後8時まで
		
【繰上げ後】	投票日当日の投票時間	午前7時から午後7時まで



なお、期日前投票の投票時間につきましては、今までと変わらず午前8時30分から午後8時までです。

1 全国の投票時間の繰上げ状況について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙時の投票所閉鎖時刻の繰上げ状況は、総務省ホームページで公開している「投票所開閉時刻の繰上げ・繰下げ関係調（速報）」によると、全国の投票所総数44,642投票所に対して閉鎖時刻の繰上げ投票所数は18,686投票所あり、全国の41.9%の投票所が投票時間の繰上げを行っています。

2 県内の投票時間の繰上げ状況について

上記と同様に、総務省ホームページによると、県内の投票所総数777投票所に対して閉鎖時刻の繰上げ投票所数は402投票所であり、県内の51.7%の投票所が投票時間の繰上げを行っています。

3 本市における近年の選挙執行状況等について

（1）期日前投票等の利用状況及び投票日当日の午後7時以降の投票状況

期日前投票制度の定着や不在者投票制度の利用（別表1参照）に伴い、投票日当日に投票所で投票する方は減少傾向にあり、その中でも午後7時以降に投票される方は少なくなっており、投票者数の2%前後となっています。（別表2参照）

(別表 1) 期日前投票・不在者投票制度の利用状況

項目 \ 執行日及び選挙名	R8. 4. 12 執行 市議会議員一般選挙	R8. 2. 8 執行 衆議院議員総選挙	R8. 2. 8 執行 山口県知事選挙	R7. 7. 20 執行 参議院議員通常選挙
期日前投票日数	6 日	11 日	16 日	16 日
期日前・不在者投票者数	7,005 人	13,255 人	13,253 人	11,301 人
投票者数	19,264 人	27,005 人	26,921 人	26,660 人
投票者数に対する期日前・不在者投票者数の割合	36.36%	49.08%	49.23%	42.39%

項目 \ 執行日及び選挙名	R6. 10. 27 執行 衆議院議員総選挙	R6. 4. 14 執行 市長選挙	R5. 4. 23 執行 衆議院議員補欠選挙	R4. 7. 10 執行 参議院議員通常選挙
期日前投票日数	11 日	6 日	11 日	17 日
期日前・不在者投票者数	9,213 人	5,687 人	5,186 人	7,457 人
投票者数	25,072 人	20,193 人	17,018 人	22,357 人
投票者数に対する期日前・不在者投票者数の割合	36.75%	28.16%	30.47%	33.35%

(別表 2) 投票日当日の午後 7 時以降の投票状況

項目 \ 執行日及び選挙名	R8. 4. 12 執行 市議会議員一般選挙	R8. 2. 8 執行 衆議院議員総選挙	R8. 2. 8 執行 山口県知事選挙	R7. 7. 20 執行 参議院議員通常選挙
午後 7 時以降の投票者数	393 人	244 人	240 人	695 人
当日投票者数	12,259 人	13,750 人	13,668 人	15,359 人
投票者数	19,264 人	27,005 人	26,921 人	26,660 人
投票者数に対する午後 7 時以降の投票者数の割合	2.04%	0.90%	0.89%	2.61%

項目 \ 執行日及び選挙名	R6. 10. 27 執行 衆議院議員総選挙	R6. 4. 14 執行 市長選挙	R5. 4. 23 執行 衆議院議員補欠選挙	R4. 7. 10 執行 参議院議員通常選挙
午後 7 時以降の投票者数	394 人	481 人	381 人	745 人
当日投票者数	15,859 人	14,506 人	11,832 人	14,900 人
投票者数	25,072 人	20,193 人	17,018 人	22,357 人
投票者数に対する午後 7 時以降の投票者数の割合	1.57%	2.38%	2.24%	3.33%

(2) 投票立会人の負担軽減

投票立会人は、投票所ごとに2人以上5人以下で配置することとされており、本市の場合、各投票所に2人ずつ選任していますが、長時間の従事が負担となり、投票立会人2人を確保することが困難な状況となっています。

また、夏季の選挙の場合は、暑さと長時間の従事により負担が更に大きくなっています。

冬季の選挙の場合は、降雪による路面凍結等により帰宅時の安全面も危惧されます。

(3) 職員の負担軽減

投票立会人と同様に、特に夏季の選挙の場合は、暑さと長時間の従事により負担が大きくなっています。

冬季の選挙の場合は、降雪による路面凍結等により帰宅時の安全面も危惧されます。

4 公職選挙法上の投票時間について

選挙の投票時間につきましては、公職選挙法第40条第1項により、午前7時から午後8時までと定められています。

しかしながら、同条ただし書きに、選挙人の投票に支障を来さないと認められる場合には、4時間以内の範囲内で投票所閉鎖時刻を繰り上げることができるとされています。

○公職選挙法抜粋

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

5 本委員会の方針について

以上のことから、本委員会では、①全国及び県内の投票時間の繰上げ（短縮）の状況、②期日前投票制度及び不在者投票制度の利用の増加に伴う当日投票者数の減少、③投票日当日の午後7時以降の投票状況、④投票立会人等の負担軽減などを総合的に勘案し、投票日当日の投票時間を、午前7時から午後8時までとしているところを、令和9年4月1日以降に行われる選挙から、午前7時から午後7時までに

1 時間短縮することとしました。

今回の投票時間の短縮は、投票立会人等の負担を軽減し、将来にわたり安定した選挙執行体制を維持することを主な目的としています。

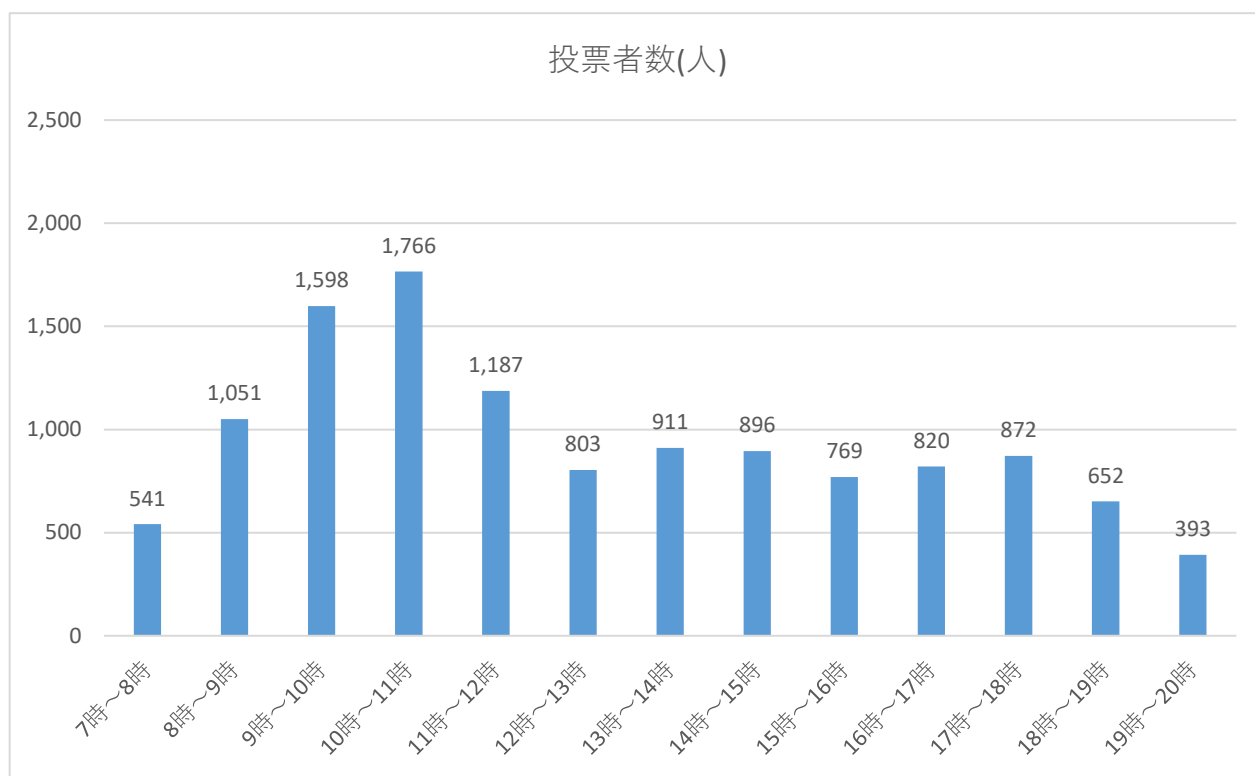
投票日当日の投票時間を短縮することに伴い、期日前投票の利用について、引き続き、周知を図ってまいります。

なお、期日前投票所の投票時間につきましては、今までと変わらず午前8時30分から午後8時までです。

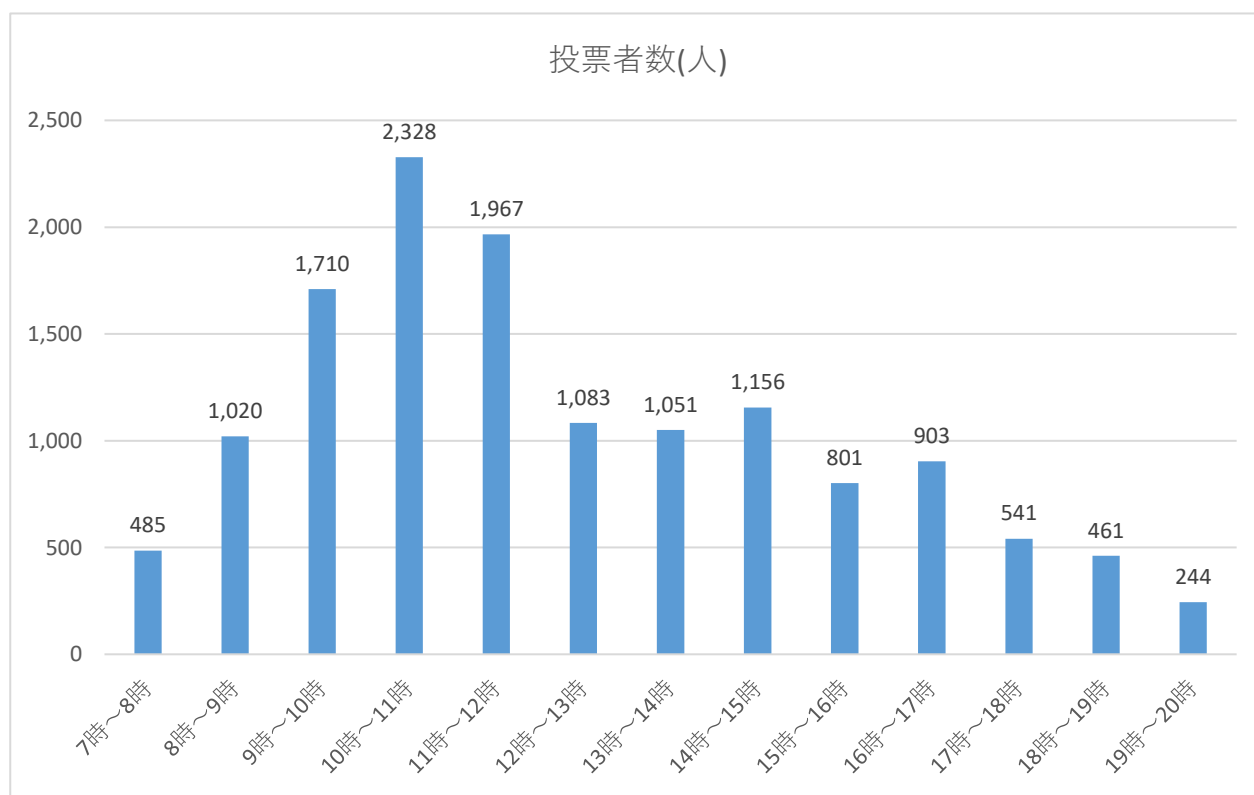
6 投票終了時刻の繰上げによる効果等

- ・ 投開票立会人や投開票事務従事者等の負担が軽減され、働き方改革にもつながります。
- ・ 投票時間の短縮に伴い、選挙事務に係る経費の削減が見込まれます。削減額は選挙の種類等によって異なりますが、午後7時に短縮することにより、1選挙当たりおよそ30万円から40万円の削減が見込まれます。
- ・ 投票終了時刻が1時間早まることで、開票作業の開始時刻を早めることが可能となり、開票結果をこれまでより早く公表できることが見込まれます。
- ・ 投票立会人の確保に係る負担を軽減することで、将来にわたり安定した選挙執行体制の維持につながることを期待されます。

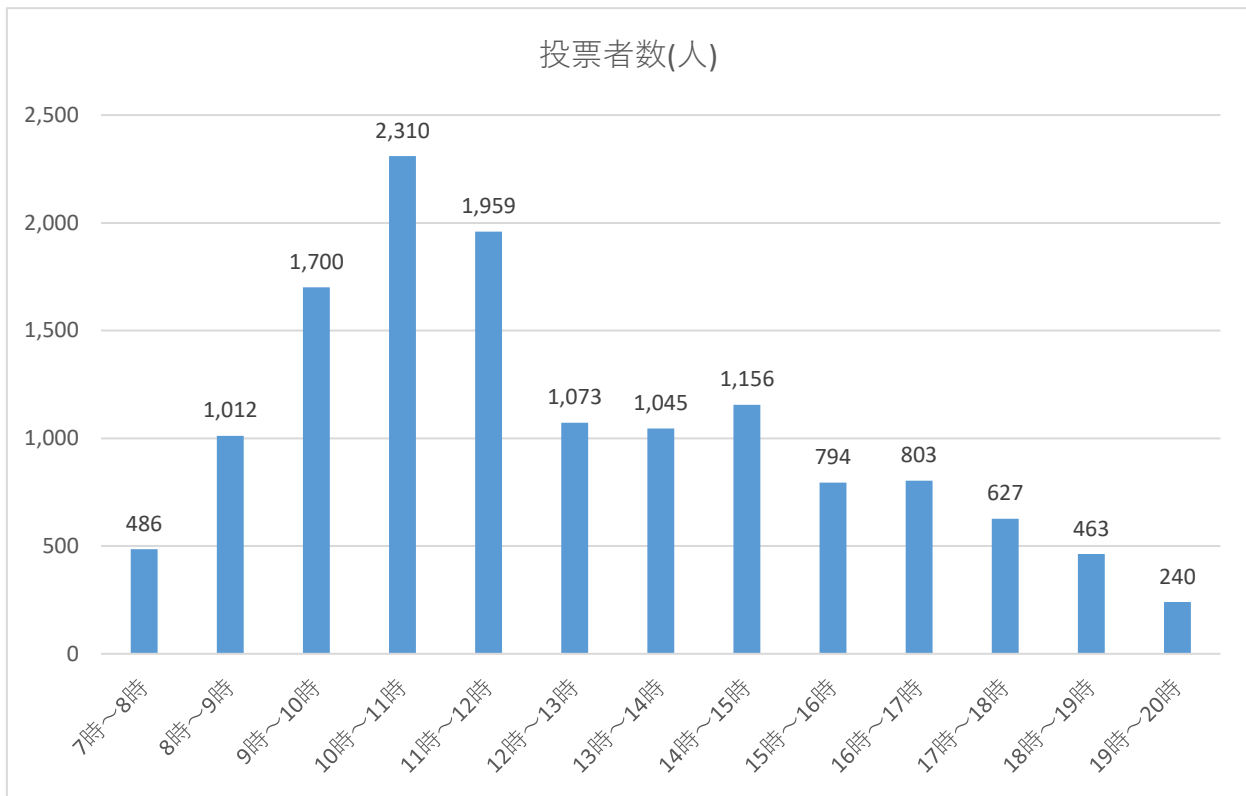
R8. 4. 12執行 市議会議員一般選挙



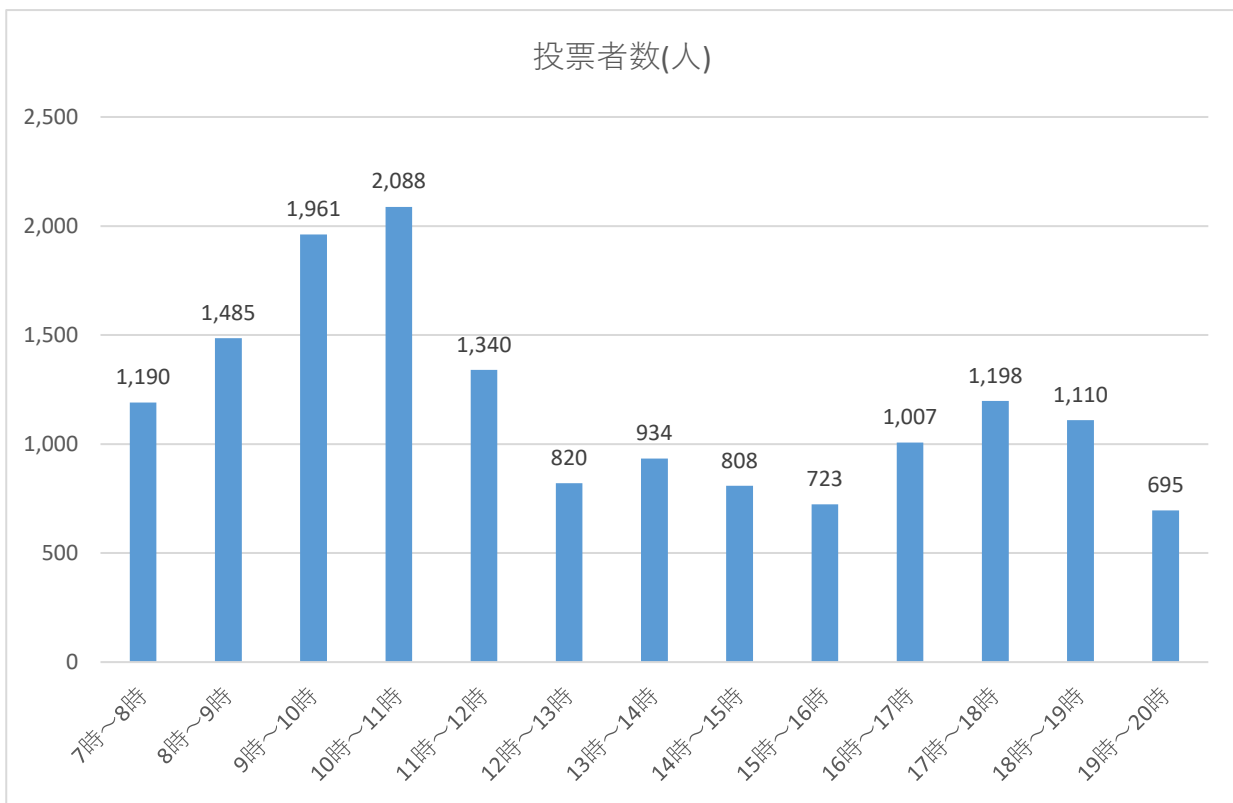
R8. 2. 8執行 衆議院議員総選挙



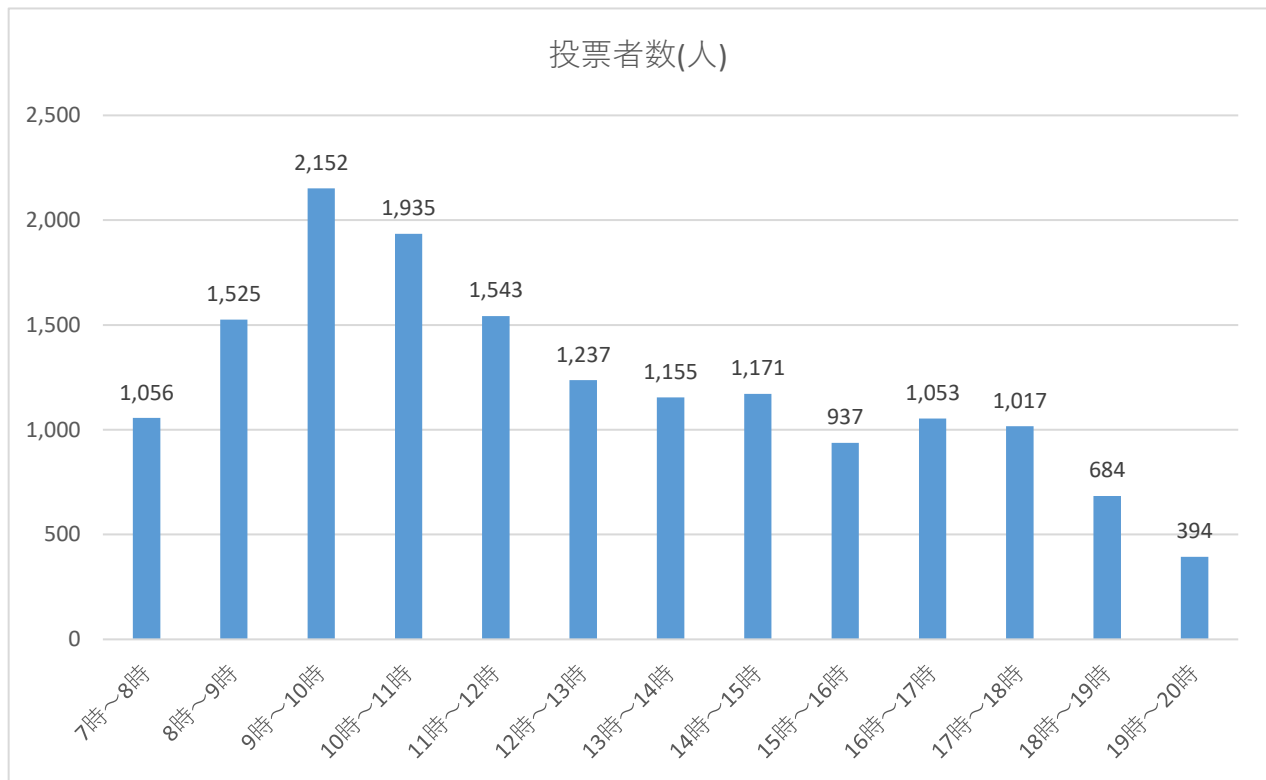
R8. 2. 8執行 山口県知事選挙



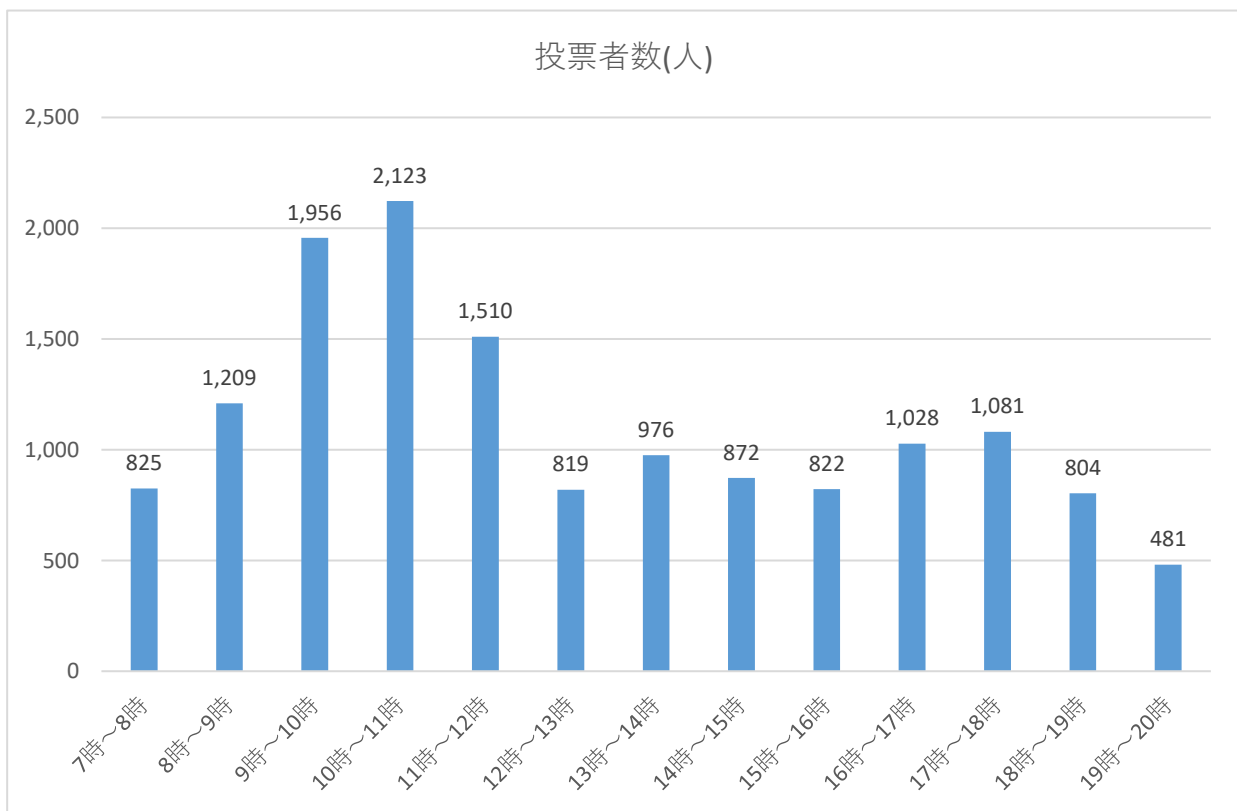
R7. 7. 20執行 参議院議員通常選挙



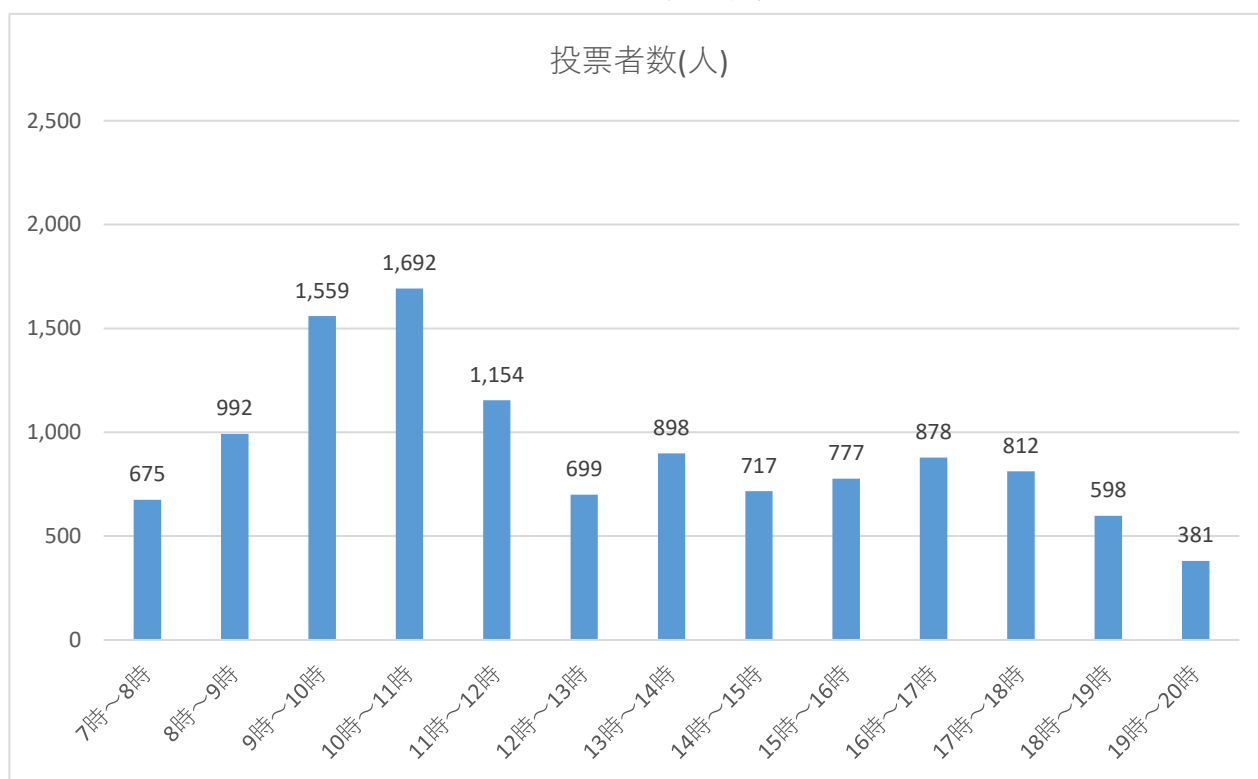
R6. 10. 27執行 衆議院議員総選挙



R6. 4. 14執行 市長選挙



R5. 4. 23執行 衆議院議員補欠選挙



R4. 7. 10執行 参議院議員通常選挙

